

## 文化財所有者負担軽減に係る基礎調査業務 仕様書

### 1 事業概要

文化財の所有者の課題としては、修理・維持にかかる費用や手間、修理における専門事業者の減少、所有者自身の専門的な知識不足などがあり、これらは文化財の適切な保護や継承を妨げる要因となっている。この事業は、これらの負担を軽減するために、多角的視点から、現状調査及び分析を行う。

### 2 目的

文化財所有者の負担を軽減し、地域の文化財を保護、維持、継承するための具体的な支援策を検討するための基礎調査を目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）とする。

### 4 委託業務内容

受託業者は以下の業務を遂行する。

#### (1) 現状調査（令和7年4月1日時点）

##### ア 市町村の文化財に関する支援状況

- ・文化財修理に係る補助金以外の支援施策及びその考え方（5市町村以上）
- ・文化財修理に係る補助金の補助率の嵩上げ及び補助上限の撤廃等（該当する場合は、その考え方も併せて、政令市（京都市を除く。以下同じ）及び近畿圏内の中核市）
- ・未指定文化財に対する支援施策（政令市及び近畿圏内の中核市）
- ・記念物に係る文化財の維持経費※（政令市及び近畿圏内の中核市が直接維持・管理を行う記念物施設における予算状況※）

※ 特に光熱水費の増、高木の剪定に係る経費など当初想定していなかった経費を重点的に把握する。

- ・国補助に対する随伴補助の予算、実績及び補助の考え方について（政令市及び近畿圏内の中核市）

##### イ 文化財の文化財専門修理事業者の状況

- ・別紙の保存技術の保持団体※に所属（会員登録）している個人又は法人等の数及び所在地等

※ 公益財団法人美術院、公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会、一般社団法人国宝修理装演師連盟、一般社団法人文化財修理表装裂継承協会、一般社団法人伝統技術伝承者協会は京都市が独自に調査するため、本調査対象から除く

<調査項目>

- 会員の名称、会員の所在地※<sup>1</sup>、構成※<sup>2</sup>（正会員、準会員、賛助会員等）の別

※1 「会員の所在地」に係る支部等の取り扱い

法人の支部等が正会員等として加盟している場合は、支部等の（登録）所在地及び本部の名称及び登録所在地を回答すること。

※2「構成」にあつては、全国と京都府内の会員数を回答すること。

○正会員、準会員、賛助会員等ごとの資格要件（必要な資格の名称、有資格者の数等）

- ・別紙の保存技術の保持団体に所属（会員登録）する事業者による保存技術の講習等を受講した者の数（全国及び京都府内の数）
- ・文化財専門修理事業者育成に係る補助金の交付、市町村等と連携した事業又は独自事業の実施（国立博物館に付随する修理機能、文化財に係る研究所及びセンターを有する市町村等（別紙参照））

ウ その他所有者負担軽減につながる取組等の状況を把握する。（5事例以上）

※ 調査方法、調査対象及び内容等について、委託事業者の提案に基づき、京都市と調整のうえ、実施する。

## (2) 先進事例調査・分析

ア 国外の文化財保護事例について、京都市が指定する文献（別紙参照）等を基に、各国の取組を把握する。

イ ICCROM（文化財保存修復研究国際センター）が把握する先進事例の聞き取り  
京都市が指定するICCROM出向経験者（文化庁職員等）2名から聞き取りを行い、摘録を作成すること。

## (3) 報告書の作成

業務の結果をまとめた報告書を作成する。

また、報告書の作成に当たって、取りまとめた内容について、有識者と対面による聞き取りを実施し、意見及び分析等を取り入れたうえ、作成すること。

## 5 成果物

任意様式で紙媒体により各部2部ずつ及びデータをCD-Rにまとめて1枚提出すること。

### (1) 現状分析報告書

国内における文化財関連の現状に関する詳細なレポート

### (2) 先進事例レポート

他地域（国外含む）の成功事例とその分析結果

### (3) 最終報告書

すべての調査結果を統合した最終報告書

## 6 著作権等

(1) 本事業の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。

(2) 受託者が撮影した写真や作成したデザイン等を他の目的に使用する場合は、京都市の承認を得る。

(3) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が適切な処理を行う。

## 7 その他

- (1) 月次進捗報告及び随時打ち合わせ（オンラインまたは対面）を実施する。
- (2) 本事業に関する情報の漏洩を防ぎ、事前の合意なしに公開しないこと。
- (3) その他、仕様書に記載のない事項、又は仕様書に疑義が生じたときは、京都市と協議し、その決定に従う。